

大阪市告示第392号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月27日

大阪市長 横山英幸

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

新梅田シティ

大阪市北区大淀中一丁目1番20号 外13筆

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

積水ハウス株式会社 代表取締役 仲井 嘉浩

大阪市北区大淀中一丁目1番88号

外3者

- (3) 変更事項

- ・大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
建物1階南側	20台 (うち原付0台)

(変更後)

位置	収容台数
建物1階北西側	20台 (うち原付0台)

(4) 変更年月日

令和8年5月7日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

- ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

積水ハウス梅田オペレーション株式会社 代表取締役 大福 恵

大阪市北区大淀中一丁目1番88号2300

外3者

- ② 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,124㎡

- ③ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
建物地下2階南側	94台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
建物地下1階北西側	49㎡
建物地下1階東側	106㎡
合計	155㎡

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
建物地下1階北西側 一般廃棄物保管施設	26.5㎡
建物地下1階東側 一般廃棄物保管施設	11.4㎡

建物地下1階北西側 再生利用対象物保管施設	18.5m <sup>3</sup>
建物地下1階東側 再生利用対象物保管施設	17.1m <sup>3</sup>
合計	73.5m <sup>3</sup>

③ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
積水ハウス梅田オペレーション株式会社	24時間	
株式会社サトウ花店	午前11時00分	午後6時00分
株式会社テェルウィンコーポレーション	午前10時00分	午後6時00分
NPO法人トゥギャザー	午前11時00分	午後6時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
建物地下2階南側	午前5時00分から午後12時00分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
建物地下2階南側	入口1箇所（建物1階） 出口1箇所（建物1階）
合計	2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
建物地下1階北西側	午前5時00分から午後12時00分
建物地下1階東側	

2 届出年月日

令和8年3月4日

### 3 届出及び添付書類の縦覧

#### (1) 縦覧に供する場所

大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 A T CビルO's棟南館4階

#### (2) 期間

令和8年3月27日(金)から令和8年7月27日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。)

#### (3) 時間

午前9時30分から午後5時まで

### 4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

#### (1) 提出期限

令和8年7月27日(月)

#### (2) 提出先

上記3(1)に同じ

(経済戦略局産業振興部産業振興課)